提出書類について(申請者 ⇒ 学校)

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯

書類名	注意事項
高知県高校生等奨学給付金受給申請	・消せるボールペンの使用不可
書(別記第1号様式)	・角色が作りがくとの反角でも
住民票	・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
	①「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
	②個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと
	* 高知高専の寮生で、住民票を南国市へ移している場合には、当該学生
	の住民票も必要となります。
	・発行日が申請日から3か月前までのもの
	・住民票のコピーを提出する場合、余白に 「原本はOO高校(生徒氏名)の書類
	<u>に添付」</u> と記入してください
	・令和4年7月1日以降に発行されたもの
生業扶助 (高等学校等就学費)	・令和4年7月1日現在の 「生業扶助」の受給状況が確認できるもの
受給証明書(別記第2号様式)	※生業扶助を受給していない場合、「非課税世帯」となり課税証明書等が必要になります。
または 生活保護受給証明書	・受給者が全員記載されているもの
	・原本を提出してください(コピー不可)
預金通帳の写し	・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること
	・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記・カナ表
	記のいずれも必要)が確認できること